

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 岡本 誠 司

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災診療費算定基準について」（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）の一部が改正されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

診療に要する費用の算定基準

1 入院室料加算

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）及び人事院規則 9-49（地域手当）の改正により、当該地域及び級地区分が見直され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたが、令和 7 年 4 月 1 日以降の入院室料加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとしたこと

2 入院時食事療養費

「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 99 号）の一部が改正され、食事療養の費用の額が引き上げられたため、当該改正後の金額に基づいて算定することとしたこと

3 その他必要な字句の整理を行ったこと

第 2 適用日

改定後の診療に要する費用の算定基準は、令和 7 年 4 月 1 日以降の診療に係るものから適用する。

第 3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。